

(別冊)

事業報告書

令和7年度
(第16期事業年度)

自：令和7年4月 1日
至：令和8年3月31日

国立研究開発法人国立成育医療研究センター

国立研究開発法人国立成育医療研究センター令和7年度事業報告書

1. 法人の長によるメッセージ

国立研究開発法人国立成育医療研究センターは、平成22年4月1日、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）に基づき、国立成育医療センターから独立行政法人国立成育医療研究センターへ、また平成27年4月1日、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）に基づき、独立行政法人国立成育医療研究センターから国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）へと移行いたしました。

当センターは、成育医療（母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患等の疾患で、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とする疾患に係る医療）に関する研究、医療の提供、それに関わる人材の育成等に取り組んでいます。

特に、高度先駆的医療の開発及び標準医療を確立していくために、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要であることから、当センターにおいては研究基盤を強化するため、法人内にあります研究所、臨床研究センターと病院等の組織の連携強化に努めているところです。その思いも込め、法人の名称にも「研究」が加わっています。

さらに、女性の社会進出に伴い、活躍の場が増えていく中で、様々な健康上の問題等が生じるため、女性の健康に関する司令塔機能を担う「女性の健康総合センター」を令和6年10月に設立しました。ライフコースごとに多面的・包括的な分析を加え、病態の解明・治療・予防に向けた研究と、性差医学・医療を推進するとともに、日本独自の視点から、性差を意識した臨床・研究を進め、エビデンスの構築に努めるとともに、国際的にその成果を発表し、諸外国との連携を図ってまいります。

また、国民の皆様が必要とされる成育医療の提供に努めるとともに、その医療を提供する人材の育成も急務であると認識しており、法人内外の医療従事者への研修に取り組んでいるところです。

経営に関しましては、安定的な経営基盤の構築に向けて事業の効率化を図り、人的・物的資源を有効活用することにより、経営改善に取り組んでいます。

2. 法人の目的、業務内容

（1）法人の目的

当センターは、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としています。（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第3条第4項）

（2）業務内容

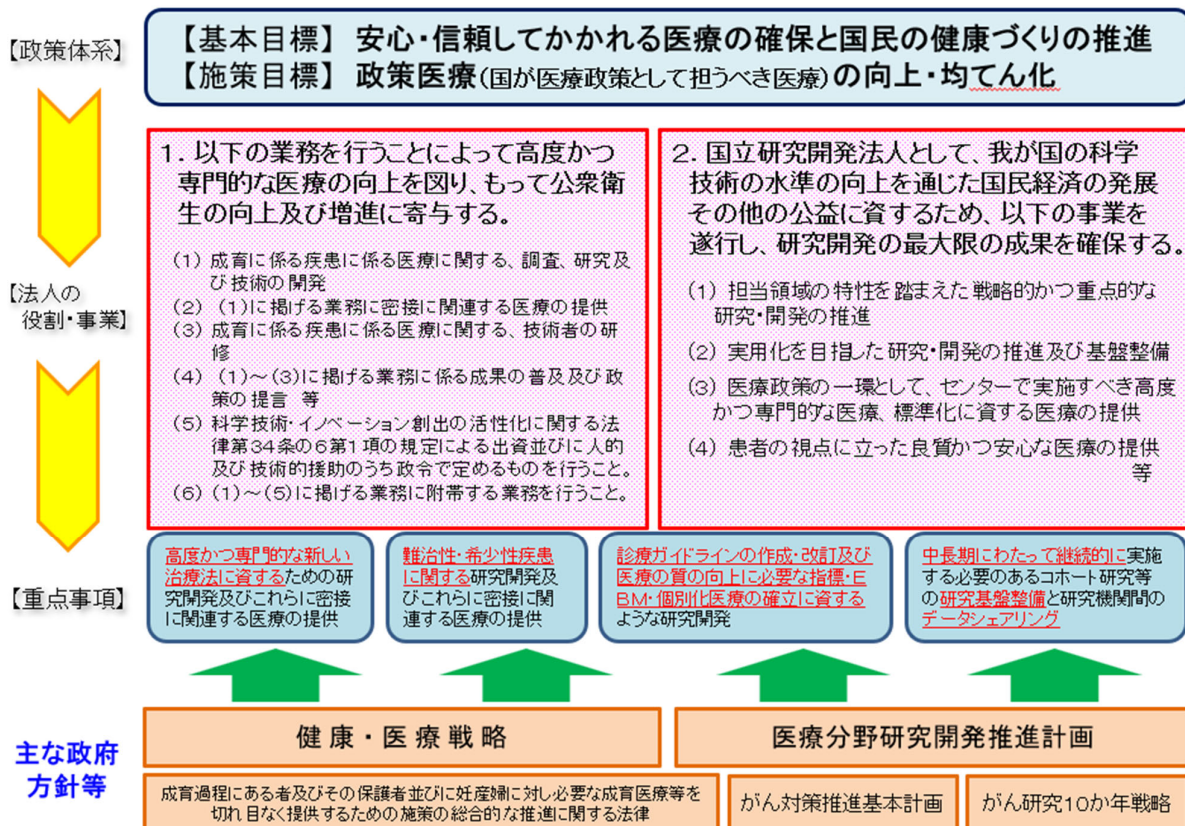
当センターは、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第3条第4項の目的を達成するため、以下の業務を行います。（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第16条）

- 一 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。

- 二 一に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 四 一～三に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 五 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第34条の6第1項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。
- 六 一～五に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

国立研究開発法人国立成育医療研究センターに係る政策体系図



4. 中長期目標

(1) 概要（中長期目標期間：令和3年4月～令和9年3月）

当センターは、「健康・医療戦略」（平成26年7月22日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、臨床研究及び治験の更なる推進、ゲノム医療の実現化など新たな治療法に関する研究開発や「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）に基づき策定された「がん研究10か年戦略」（平成26年3月31日文科科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣確認）を踏まえた対策など、研究開発に重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めることとされています。

また、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）に基づく、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な方針（平成29年厚生労働省告示第76号）を踏まえ、調査、研究・開発、医療の提供、技術者の研修等に努めることとされています。

さらに、成育基本法に関連する成育医療の推進とその全国的な普及にあたり、中心的な役割を担うこととされています。

また、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）においては、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提であるとし、年代ごとの課題や、健康を阻害する社会的要因への対応も含め近年の女性の健康に関わる問題変化に応じた支援が必要になってくるとされており、女性の健康に関わる最新のエビデンスの収集・情報提供を行うとともに女性の健康や疾患に特化した研究やプレコンセプションケア、リプロダクティブ・ヘルスケアを含む成育医療等の提供に関する研究等を進め、我が国の女性の健康に関する研究等の司令塔機能を担うこととされています。

詳細につきましては、第3期中長期目標をご覧ください。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

当センターは、中長期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。

具体的な区分は以下のとおりです。

一定の事業等のまとまり	
研究事業	成育医療に関する戦略的研究・開発を推進する事業
臨床研究事業	治験成績及び患者のQOLの向上につながる臨床研究及び治験等の事業
診療事業	小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療を提供するための事業
教育研修事業	成育医療に対する研究・医療の専門家（看護師、薬剤師等のメディカルスタッフ部門も含む。）の育成を積極的に行う事業
情報発信事業	研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供する事業

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

当センターは受精・妊娠に始まり、胎児期、新生児期、乳児期、学童期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至るライフサイクルに生じる疾患（成育疾患）に関する医療（成育医療）と研究を推進するために設立されました。さらに、令和6年には女性の健康を支援するため「女性の健康総合センター」の機能が付与されました。女性の健康は男性と異なる点が多く、思春期から老年期までの女性特有の疾患や病態、性差に対する研究や医療、そして情報発信を行って参ります。

私たちは必要とする全ての子どもや青年そして女性に優れた医療を提供します。感染症などの急性疾患や難病などの慢性疾患がある子どもとご家族、合併症妊娠や出産を願う女性に加え、各種の疾患がある女性とご家族が安心して医療を受けることができるように、安全でこころのこもった医療・看護・患者支援を行うことを第一に心掛けます。また、子どもや青年とご家族および女性を **biopsychosocial**（身体的・心理的・社会的）に把握し、支援することを目指します。この目的を果たすため、私たちはアドボカシー（**advocacy**：自己主張できない存在の代わりになってその存在のために行動すること）の理念の元に行動します。

優れた医療を提供するには優れた医学研究が不可欠です。医療と医学研究とが補い合う存在であるからです。世界の医療や医学を革新する優れた成果を生み出すために、当

センターでは病院と研究所が密接に協力していきます。医学研究には、iPS 細胞や ES 細胞などを用いた基礎医学研究から、再生医療や遺伝子治療などの基礎医学研究の成果を臨床に応用するための研究、患者さんを対象とする臨床研究、さらに、心理・社会的な研究まで多岐にわたります。医療や研究で得た科学的根拠に基づいた新たな知見を、実現可能性を踏まえた政策提言につなげ、さらに社会実装までつなげていく仕組みが必要です。こうした課題に対応するため、令和 4 年に「成育こどもシンクタンク」を設立しました。私たちは研究体制をさらに強化し、世界をリードする基礎・臨床研究を目指して努力します。

一方、障害や病気を抱えながら成長する子どもや青年とご家族の支援についても忘れてはなりません。慢性疾患がある子どもや青年とご家族を支援するために平成 28 年春から運営を開始した「もみじの家」は、子どもや青年の在宅医療の支援施設として順調に運営されており、たくさんの方からのご支援を頂いています。この場をお借りして、感謝申し上げます。

私たちは周産期、成育、女性医療や医学研究を通じて社会に貢献したいと考えます。しかしながら、医療や医学研究には多くの矛盾と危険性が含まれています。人を対象とする研究を行って成果を得るとはいかなることか、医療や医学研究に貢献するとは何か、自分たちの仕事を通して私たちはどのような社会を目指しているのかなどの省察が常に求められます。さらに、私たちが得意とする成育医療、看護、保健、福祉、医学研究、医学教育の分野で将来活躍する有能な若手人材を育て上げることも当センターの重要な使命です。

近年日本において施行された「成育基本法」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、「こども基本法」、「こども大綱」などの法律の趣旨を十分に意識し、日本の周産期、成育、女性医療と医学研究を推進するため、これからも一層の努力をいたす所存です。多くの方々のご支援とお力添えを頂けますよう、お願い申し上げます。

6. 中長期計画及び年度計画

当センターは、中長期目標を達成するための中長期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中長期計画と当該事業年度の年度計画との関係は次のとおりです。

なお、詳細につきましては、第 3 期中長期計画及び年度計画をご覧ください。

第 3 期中長期計画	令和 7 年度計画
第 1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	
1. 研究・開発に関する事項	
(1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進【重要度：高】、【難易度：高】	
(疾病に着目した研究)	(疾病に着目した研究)
① 成育に係る疾患の本態解明	・成育疾患及び女性特有の疾患／性差のある疾患患者の網羅的ゲノム・エピゲノム解析を行い、新規原因遺伝子の同定や疾患成立機序の解明に結びつけ、年間 3 件以上報告
② 成育に係る疾患の実態把握	・成育コホート研究や母子コホート研究などの疫学研究を推進
③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進	・データスクリーニングが終了した疫学研究の成果を中心に、積極的に論文発表等で情報発信
④ 成育に係る疾患研究の実用化体制の構築	・国内外の出生コホートと連携した介入試験を実施し成果発表を行う
	・難治性食物アレルギーの精度の高い診断方法や有効な治療方法の開発を進める
	・基礎研究、社会医学研究及び臨床研究の有機的な連携を図り、再生医療・遺伝子治療を含む総合的な研

⑤ 国立高度専門医療研究センター間の疾患横断領域における連携推進	究・開発を推進 ・ナショナルセンター医療研究連携推進本部（JH）において、国立高度専門医療研究センター及び国立健康機器管理研究機構間の疾患横断領域を中心とした研究開発の推進とそのための基盤整備、人材育成等に取り組む。
（２）実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備【重要度：高】	
① 遺伝診療センターと連携した網羅的ゲノム・エピゲノム解析、小児希少疾患の遺伝学的原因解明の推進、センター内の連携強化、バイオバンク機能の拡充 ② 女性特有の病態・疾患領域に係る治験・臨床研究の積極的な推進 ③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 ④ 企業等との連携の強化 ⑤ 知的財産の管理強化及び活用推進 ⑥ 倫理性・透明性の確保 ⑦ 競争的資金を財源とする研究開発 ⑧ 医療分野の ICT の活用 ⑨ first in human／first in child（ヒト（子ども）に初めて投与する）試験をはじめとする治験・臨床研究体制の整備	・遺伝診療センターと連携し、成育疾患の病態解明研究を推進 ・バイオバンクを活用し、国内各拠点からの試料と臨床情報及び解析結果の保管並びにデータベース化を進める ・女性の健康に関するデータセンターの構築 ・女性特有の病態・疾患領域に係る研究機関等とのネットワーク構築 ・オープンイノベーション機能の構築 ・研究の運営計画に基づき、内部及び外部委員による運営委員会において、研究課題を採択 ・研究費全体のプログラム・ディレクター（PD）及び研究課題ごとのプログラム・オフィサー（PO）を置き、研究の進捗管理を実施 ・外部委員による評価委員会において研究課題の中間評価及び最終評価を実施し、評価に基づいた研究費配分を行う ・企業及び他の研究機関との共同・受託研究契約を、年間 130 件以上締結 ・職務発明委員会における審査を、年間 11 件以上実施 ・倫理審査委員会、臨床研究審査委員会、及び治験審査委員会（IRB）において審査した治験・臨床研究に関する情報をホームページ上で公開 ・研究倫理に関する知識・意識の向上を図るための講習会を年 6 回以上開催 ・外部の競争的資金等を獲得し、研究開発を更に推進 ・診断書等の医療文書の下書きを自動作成するダイナミック症例サマリーについて実用性の向上に取り組む ・first in child（ヒト（子ども）にはじめて投与する）試験を年度内に 1 件計画 ・医師主導治験を年度内に 8 件以上実施 ・臨床研究（倫理審査委員会にて承認された研究）を年度内に 267 件以上実施 ・治験（製造販売後臨床試験も含む）を年度内に 55 件以上実施
２．医療の提供に関する事項【重要度：高】	
（１）医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供	
① 高度・専門的な医療の提供	・難治性遺伝疾患（慢性肉芽腫症、ウィスコット・アルドリッチ症候群など）に対する遺伝子治療を 3 件以上実施 ・小児難病・希少疾患に対する遺伝子診断を 200 件以上実施 ・重症胎児発育不全を 50 例以上管理するとともに合併症妊娠を 50 例以上管理して高度な周産期医療を提供 ・小児がん診断部門を充実させ、新たに開発した診断法を用いて小児がんに対する遺伝子診断を 10 件以

② 女性の健康に係る医療の取組 ③ 臨床応用に向けた研究成果の活用 ④ 臨床評価指標を用いた医療の質の評価	上実施 ・CAR-T 療法について、認定提供可能施設として 2 例以上実施 ・新生児期に手術を要する患者に対し、心臓手術を 45 例以上実施するほか、腹部・胸部手術を 50 例以上実施 ・重症未熟児網膜症に対する抗 VEGF 薬硝子体内投与を 10 眼、新生児期に起こる先天白内障・緑内障手術を 20 眼、脳神経外科手術を 15 例実施 ・臓器移植医療を 50 例以上実施 ・プレコンセプションケアの実施体制の整備 ・産後ケアの実施体制の整備 ・女性の健康に関する医療連携と総合的な診療体制の構築 ・先進医療としての承認を目指す臨床研究等について、プロトコル作成、厚生労働省との協議や先進医療の申請書作成等について、引き続き支援を実施し、先進医療の承認を 1 件以上得る ・臨床指標を用いて医療の質の評価につなげる
(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供	
① 患者等参加型医療の推進 ② 医療・診療の質の向上及び充実・強化 ③ チーム医療の推進 ④ 医療安全対策の充実強化 ⑤ 職種間の負担均衡及び負担軽減 ⑥ 効果的・効率的な病院運営	・患者からの意見や患者満足度調査の実施を通じて、実態に沿った改善に努める ・患者相談窓口や情報コーナーにおけるサービスの向上を図る ・「入院サポート室」において、入院前に看護師等多職種が関わることでワンストップサービスを提供できる仕組みを整備しており、さらに充実させる ・退院前も患者・家族に多職種に関わり、退院後の療養に関する意見や要望等の情報を確認し、必要な情報を提供する ・多くの専門診療科と関連する職種を有する当センターの特徴と強みを生かした複数診療科、多職種による総合的な診療体制の充実を図る ・年 4 回以上の全職員を対象とする研修を実施 ・診療支援者（医師事務作業補助者、医療クラーク、薬剤師）の業務の更なる定着を図る ・年間の病院の手術件数、病床利用率、平均在院日数、入院患者数について、数値目標を定めて取り組む
3. 人材育成に関する事項	
(1) リーダーとして活躍できる人材の育成	
・成育医療に関する研究・医療等のリーダーとなる人材を積極的に育成する。	・成育医療に関する研究・医療等のリーダーとなる人材を積極的に育成 ・小児科関連学会、日本小児総合医療施設協議会（JACHRI）、女性の健康や性差医療に関連する学会と連携して、臨床研究支援者を育成 ・若手医師が国際学会での発表、外国での研修等を行いやすいよう支援し、世界的視野をもったリーダーとなる人材を育成
(2) モデル的研修・講習等の実施	
① 各種セミナーの開催 ② 英語論文の作成支援 ③ 各職種研修の開催	・センター外部の共同研究機関等からも参加できるよう、インターネットを利用したウェブセミナー等による開催を推進 ・英語論文の校正作業について、専門家が対応し作成支援の充実を図る ・小児がん拠点病院を対象とした小児がん診療にかかわる各職種の研修を 1 件以上実施

④ 高度かつ専門的な医療技術に関する研修 ⑤ 国内外の小児病院等との交流等 ⑥ 小児科専攻医の採用、教育プログラムの充実	・関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会参画施設を対象とした小児がん診療にかかわる各職種の研修を1件以上実施 ・小児がん相談員を育成するための研修および小児がん相談員向けの継続研修を年1回以上実施 ・小児・AYA世代のがんの長期フォローアップに関する研修会（LCAS）に関して、年1回以上の研修会を実施 ・院内がん登録小児がん実務者認定のため、国立がん研究センターと共同してeラーニングの整備を行い、試験を年1回実施 ・未熟児網膜症早期手術等の高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施 ・国内外の小児医療・研究施設等との間で、現場スタッフの交流、指導者の派遣、若手医師の相互受入などを実施 ・小児科専攻医を毎年12人以上採用 ・地方の一般病院小児科での短期研修を含め、教育プログラムを充実
4. 医療政策の推進等に関する事項	
(1) 国への政策提言に関する事項	
① 成育医療のグランドデザインの提唱 ② 専門的提言	・各領域において、厚生労働科学研究費難治性疾患政策研究事業等を獲得し、エビデンスに基づいて政策提言を行う ・関連医療機関及び学会等と協力し、科学的エビデンスを収集して提言を行う
(2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項	
① ネットワークの運用等 ② 情報の収集・発信 ③ 国際貢献	・日本小児総合医療施設協議会（JACHRI）加盟施設を中心とする小児治験ネットワークの中央事務局機能を担い、医薬品の開発及び安全対策等を推進 ・センターを紹介する広報誌について、構成、デザイン等も含めてリニューアルし、年4回制作・配付する ・ソーシャルメディアを活用して成育における医療の最新情報を発信 ・ホームページは女性の健康総合センターが開設されたことに伴い全体の見直しを行う ・医療研究協力の協定を結んでいる上海小児医療センター等との交流研修、共同研究などの推進 ・世界保健機関などの国際機関とのパートナーシップを拡充
(3) 公衆衛生上の重大な危害への対応	・東京及びその近郊地域における診療の拠点病院として、小児と妊婦の感染患者を積極的に多数受け入れていく ・COVID-19 やインフルエンザウイルスのみならず様々な病原体との同時流行に備え、状況に応じて網羅的な検査も含め迅速かつ効率的に行う体制を構築 ・今後の新興感染症発生に備えて、災害対策訓練の継続と、診療継続計画（BCP）の適宜見直しを行う ・広域における小児周産期医療体制の維持継続
第2 業務運営の効率化に関する事項	
1. 効率的な業務運営に関する事項	
(1) 効率的な業務運営体制	
① 紹介率と逆紹介率の向上	・紹介率85%以上を維持 ・逆紹介率について中長期計画期間中は45%以上を維

② 人員配置	持
③ ダイバーシティの推進	・医療従事者のタスク・シフティング（業務の移管）を推進 ・両立支援の推進、多様な働き方の導入・拡充
（２）効率化による収支改善	
① 部門別決算の実施	・各診療科の適切な意思決定と実績管理のため、部門別決算を実施
② 経営改善策の企画立案	・センター全職員が一丸となって増収のみならず、費用削減などの経営改善の取組を着実に実施
③ 給与制度の適正化	・同一地域内の民間の同規模病院等の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう検討
④ 一般管理費の削減	・令和６年度に比し、0.85%以上削減
（３）材料費等の削減	・医薬品の共同購入を行うとともに、同種同効医薬品の整理など、使用医薬品の集約に一層取り組む ・医療材料の一括調達を実施し、購入費用を削減し、消費払方式（院内在庫を所持しない）により、経費削減を図る ・後発医薬品の数量シェアを85%以上維持
（４）修繕コストの適正化	・定期的な点検等を行い、予防保全的に修繕を行う ・外注する場合は、可能な限り一括調達により費用削減を図る
（５）収入の確保	・医業未収金については、定期的な督促に加え、支払督促制度を活用 ・診療報酬請求業務については、レセプト点検体制の充実及び査定減対策を強化
（６）情報システムの整備及び管理	・PMOによる情報システムの適切な整備及び管理について定常的な運用を継続
２．電子化の推進	
（１）業務の効率化を図るための情報基盤の共有	・新たな情報共有基盤システムについて、階層構造や各種権限等の設定を適切に行うとともに、利用方法等について検討・策定し、適切なアクセスコントロールのもとに情報の共有・活用をすすめる
（２）財務会計システムの活用による経営改善	・月次決算を行い、毎月の財務状況を把握し、経営状況の分析を行う
第３ 財務内容の改善に関する事項	
１．自己収入の増加に関する事項	
（１）外部資金の獲得	
① 企業等との共同研究の実施	・適切な契約のもとに受託研究、共同研究等の実施を推進する。
② 治験・医療情報による収入	・小児治験ネットワークを介した治験受託を拡大し、年40,000千円以上の収益獲得を目指す
③ 競争的資金の獲得	・研究費獲得に向けたセミナー等を開催し、競争的研究資金の獲得を進める
④ 寄付の受け入れ促進	・成育医療を推進するための支援先の充実。国民、企業、財団などへの寄付依頼活動の実施
２．資産及び負債の管理に関する事項	
・投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める	・投資を計画的に行い、中長期的な固定負債（長期借入金残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める
第４ 短期借入金の限度額	
・限度額 2,100 百万円	・限度額 2,100 百万円
第５ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
なし	なし
第６ 第５に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする時はその計画	

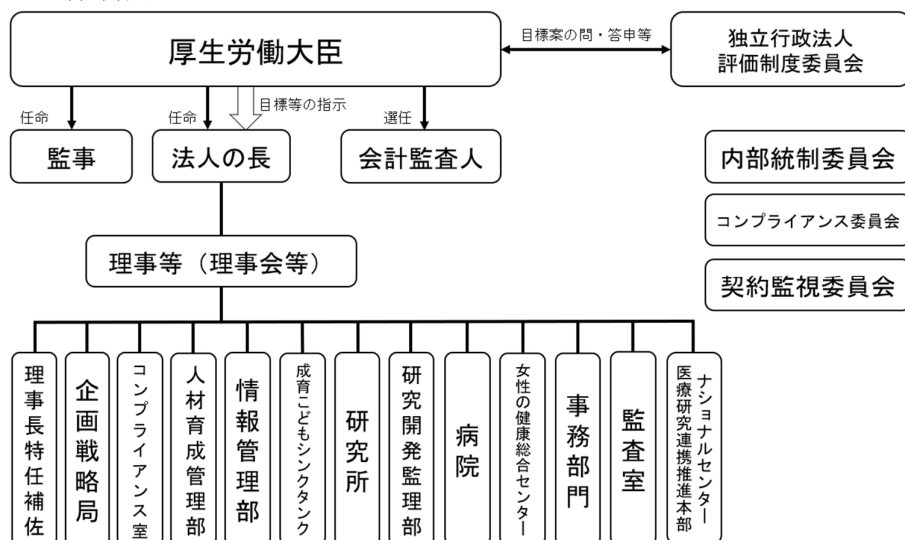
なし	なし
第7 剰余金の使途	
・将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる	・将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる
第8 その他業務運営に関する重要事項	
1. 法令順守等内部統制の適切な構築	
(1) 内部統制 (2) 研究不正への対応 (3) 計画的な内部監査等の実施 (4) 契約業務における競争性、公正性、透明性の確保 (5) 業務方法書に基づく業務運営	・監査室による内部監査は、ガイドライン及び規程により定められた「外部資金による研究費」「契約」「病院情報システム」の3回に加え、他に重点監査対象項目を選定のうえ、合計5回以上監査を実施 ・原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性及び透明性が十分確保される方法により実施 —
2. 人事の最適化	
(1) 優秀な人材確保のための人事交流の促進	・優秀な人材を持続的に確保する観点から、国、国立病院機構等、国立大学法人、民間等との円滑な人事交流を行う
(2) 人事に関する方針	・医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する
3. その他の事項（施設・設備整備、情報セキュリティ対策に関する事項を含む）	
(1) 施設・設備整備に関する計画 (2) 積立金の処分に関する事項 (3) 情報セキュリティの向上 (4) その他の事項	・患者の療養環境の維持及び研究・医療の高度化が図られるよう、経営状況を勘案しつつ、必要かつ効率的な整備を行う — ・情報セキュリティリテラシー向上のための研修及びeラーニングについて、最近の動向も踏まえ、見直しを行い、全職員に受講させる ・「発信すべき情報」について精査を行い、効果的な内容・タイミングでマスメディアに広報

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

当センターのガバナンス体制は次の通りです。平成26年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、平成27年に内部統制の推進に関する規程を制定し、内部統制の目的が、役員及び職員が業務の有効性・効率性の向上に努め、研究・開発の最大化を実現しミッションを遂行することや、中長期目標等に基づき法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性を確保するためであることを明確化いたしました。また、内部監査や会計監査人による監査等、定期的なモニタリング等を実施しております。内部統制の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。

ガバナンスの体制図



(2) 役職員の状況

① 役員の状況

(令和8年4月1日現在)

氏名	役職	任期	担当	経歴
五十嵐 隆	理事長	自：令和3年4月1日 至：令和9年3月31日		平成12年 前東京大学大学院医学系研究科教授 平成22年4月 国立成育医療研究センター理事 平成24年4月 (現職)
北澤 潤	理事 (常勤)	自：令和8年4月1日 至：令和10年3月31日	管理運営・ 経営	前国立成育医療研究センター企画戦 略局長 令和6年4月 (現職)
成田 雅美	理事 (非常勤)	自：令和8年4月1日 至：令和10年3月31日	医療・研究	杏林大学医学部小児科学教室主任教 授 令和6年4月 (現職)
柿島 房枝	理事 (非常勤)	自：令和8年4月1日 至：令和10年3月31日	コンプライ アンス	大原法律事務所弁護士 令和4年4月 (現職)
西田 大介	監事 (非常勤)	自：令和3年7月1日 至：令和8年度財務諸表 承認日		公認会計士 西田公認会計士事務所 平成24年11月 (現職)
岡田 知之	監事 (非常勤)	自：令和3年7月1日 至：令和8年度財務諸表 承認日		元花王㈱、一般社団法人ディレクトフ ォース 地域デザイン本部 副本部長 令和3年7月 (現職)

② 会計監査人の名称及び報酬

会計監査法人はEY 新日本有限責任監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は、11百万円（消費税抜き）であり、非監査業務に基づく報酬はありません。

(3) 職員の状況

常勤職員は令和7年度末現在 1,504 人（前期末比 29 人増）であり、平均年齢は 36.4 歳（前年比 0.3 歳減）となっています。このうち国等からの出向者は 6 人です。

(4) 重要な施設等の整備の状況

- ①当事業年度に完成した主要な施設等
該当ありません。
- ②当事業年度において継続中の主要な施設等の新設・拡充
該当ありません。
- ③当事業年度に処分した主要な施設等
該当ありません。

(5) 純資産の状況

①資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	36,383	—	—	36,383
資本金合計	36,383	—	—	36,383

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

②目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和7年度は、目的積立金の申請を行っておりません。

(6) 財源の状況

①財源の内訳

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
収入		
運営費交付金	4,681	11.1%
施設整備費補助金	—	0.0%
長期借入金等	505	1.2%
業務収入	27,939	66.0%
その他の収入	9,200	21.7%
合計	42,324	100.0%

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

②自己収入に関する説明

当法人の臨床研究事業、診療事業等では、各事業の主なサービス等を提供することにより、26,606 百万円の自己収入を得ています。この自己収入は、臨床研究事業においては、受託研究に係るサービスの成果であり、また、診療事業は、診療行為に係るサービスであります。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

当センターは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、毎年度、環境物品等の調達を図るための方針を定め、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めております。

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

病院は、健全な次世代を育成するために持続可能な医療を提供しています。小児内科系、小児外科系の診療分野を網羅するだけでなく、総合診療部、救急診療部、アレルギーセンター、小児がんセンター、周産期・母性診療センター、女性総合診療センター、臓器移植センターなどを設置し、「良質な医療の提供」「成育医療に関する情報の発信」「志高く向上心を持った人材の育成」「質の高い臨床研究の推進」の4つを基本方針として、安全で有効な高度先進医療を率先して行っています。

研究所は、成育医療における実験医学から社会医学に至るまで広範な分野を対象とした先進的な研究を行っています。最先端の機器と優れた研究体制が整備された研究環境の中で、成育疾患の診断法と治療法の開発だけではなく社会環境と育児の問題、一般集団の多様性の検証など様々なプロジェクトに取り組んでいます。また、次世代の成育医療を担う研究者の育成にも努めており、全国の大学や成育医療施設と積極的な共同研究を行っています。

女性の健康総合センターは、女性の健康・疾患に特化した研究の推進や、女性の健康に関わる最新のエビデンスの収集・情報提供を行うことを目的に令和6年10月に設立しました。ライフコースごとに多面的・包括的な分析を加え、病態の解明・治療・予防に向けた研究と、性差医学・医療を推進するとともに、日本独自の視点から、性差を意識した臨床・研究を進め、エビデンスの構築に努めるとともに、国際的にその成果を発表し、諸外国との連携を図ります。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

当センターは、国立成育医療研究センター業務方法書第4条に規定する業務を有効かつ効率的に遂行するための内部統制に係る基本事項を定めた内部統制に関する規程を整備し、部署ごとに定めた内部統制責任者において、内部統制の一環として、リスク管理を実施しております。

また、内部統制推進部門を設置し、ミッション(中長期計画及び年度計画を含む。)の障害となる要因(リスク)に対応するための評価を実施しております。

内部統制推進責任者及び内部統制推進部門は以下の通りです。

内部統制推進責任者

部署	責任者
情報管理部	情報管理部長
研究所	研究所長
研究開発監理部	研究開発監理部長
病院	病院長
女性の健康総合センター	女性の健康総合センター長
総務部	総務部長
人事部	人事部長
企画経営部	企画経営部長

財務経理部	財務経理部長
図書館	図書館長
監査室	監査室長
広報企画室	広報企画室長

内部統制推進部門：企画戦略局

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

当センターは、ミッションの障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするための内部統制に関する規程を整備するとともに、内部統制委員会を開催し、リスクへの対応状況を確認しております。

詳細については、業務方法書をご覧ください。

9. 業績の適正な評価の前提情報

令和7年度の各業務についてのご理解とその評価に資するための各事業の取り組みや実績等の情報については、当センターのホームページ及びガイドブック等をご覧ください。

(ホームページ)

国立研究開発法人
国立成育医療研究センター
National Center for Child Health and Development

代表: 03-3416-0181 / 予約センター(病院): 03-5494-7300
(月～金曜日(祝祭日を除く) 9時～17時)

交通案内 お問い合わせ 取材・撮影について X f サイト内検索 関連情報

患者・ご家族の方へ 医療関係者の方へ 研究者・企業の方へ ご寄付について 採用・研修 国立成育医療研究センターについて

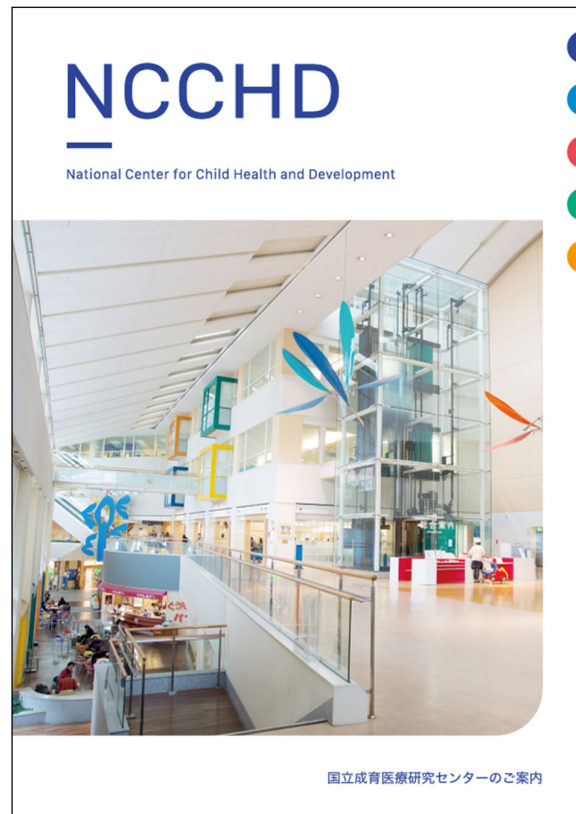
+ 病 院
人 研 究 所
▼ 臨床研究センター

国立成育医療研究センター
女性の健康総合センター
Integrated Center for Women's Health

アイノカタチ基金
ご寄付・ご支援のお願い

重要なお知らせ
2026年03月02日 【2026年3月16日開始】予約の変更・キャンセルをAI電話で受け付けます
2025年01月17日 ドナルド・マクドナルド・ハウス せたがや 大規模改修に伴う一時閉館のお知らせ

(ガイドブック)



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務効果・業務実績

令和7年度の業務実績・効果として、主なものは以下のとおりになります。

- ・機械学習によるゲノムバリエーションの評価プログラムの開発と実証、神経発達障害を招く WDR83 遺伝子バリエーションの発見と病態解明、重症アレルギー疾患における新規原因バリエーションの同定と治療法の提唱等、成育疾患の網羅的遺伝学的検査を行い、発症原因・病態を解明することにより、小児患者の予後改善、予防法・治療法開発、医療均てん化の貢献につながる大きな成果を得ました。
- ・ヒト ES 細胞由来肝細胞移植の臨床応用を世界に先駆けて達成しました。また、先天性尿素サイクル異常症5症例において、生体肝移植までの橋渡し医療として全例で成功裏に完遂し、得られた臨床データを国際誌に報告を行うなど、成育期再生医療の実用化に大きく貢献しました。
- ・小児臓器移植について、56例の肝臓移植を実施しました。小児肝移植1年生存率は95.5%と、全国平均生存率90.8%と比較し良好な結果を得ることができました。
- ・女性の健康に係る医療の取り組みとして、女性精神科、思春期月経外来を開設しました。また、医学的及び社会的妊孕性温存を目的とした卵子凍結の運用を開始しました。妊娠と薬情報センターでは、妊婦投与が禁忌の「ドンペリドン」、「炭酸リチウム」について、妊娠中の使用が胎児に与える影響を報告し、添付文書の禁忌欄から『妊婦』の記載が除外されることに貢献しました。

等、特に顕著な成果の創出に期待される実績を上げております。

(2) 自己評価

(単位：百万円)

項目	評価 (※)	行政コスト
I. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
i. 研究事業 担当領域の特性を踏まえた戦略かつ重点的な研究・開発の推進	S	2,269
ii. 臨床研究事業 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備	S	3,144
iii. 診療事業 医療の提供に関する事項	S	23,622
iv. 教育研修事業 人材育成に関する事項	A	1,841
v. 情報発信事業 医療政策の推進に関する事項	A	260
II. 業務運営の効率化に関する事項		
業務運営の効率化に関する事項	A	—
III. 財務内容の改善に関する事項		
財務内容の改善に関する事項	B	—
IV. その他の事項		
その他業務運営に関する重要事項	A	—

詳細につきましては、業務実績評価書をご覧ください。

※標語の説明

研究開発に係る事務及び事業

S：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

研究開発に係る事務及び事業以外

S：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：所期の目標を達成していると認められる。

C：所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(3) 中長期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
評定(※)	A	A	A	A	—	—

※標語の説明

S：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

11. 予算と決算との対比

[令和7年4月1日～令和8年3月31日]

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	4,489	4,681	
施設整備費補助金	—	—	
長期借入金等	1,224	505	国からの入金が翌年度になったことによる減
業務収入	28,905	27,938	
その他の収入	—	9,200	金銭信託の運用による増
計	34,618	42,324	
支出			
業務経費	30,926	29,591	
施設整備費	1,990	1,444	固定資産の取得減
借入金償還	1,310	1,310	
支払利息	26	26	
その他支出	104	9,799	金銭信託の運用による増
計	34,357	42,170	

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがあります。

12. 財務諸表

(1) 貸借対照表

[令和8年3月31日現在]

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	14,130	流動負債	8,359
現金及び預金 (※1)	6,338	一年以内返済長期借入金	1,129
有価証券	2,000	買掛金	968
医業未収金	4,431	未払金	3,122
棚卸資産	190	一年以内支払リース債務	31
その他	1,171	賞与引当金	948
固定資産	45,247	その他	2,160
有形固定資産	40,055	固定負債	12,146
無形固定資産	370	長期借入金	5,464
投資その他の資産	4,823	リース債務	34
		退職給付引当金	4,699
		その他	1,950
		負債合計	20,505
		純資産の部 (※2)	金額
		資本金	36,383
		資本剰余金	△186
		利益剰余金	2,676
		純資産合計	38,873
資産合計	59,378	負債純資産合計	59,378

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(2) 行政コスト計算書

[令和7年4月1日～令和8年3月31日]

(単位：百万円)

科目	金額
損益計算書上の費用	31,629
経常費用 (※3)	31,597
臨時損失 (※4)	32
その他行政コスト (※5)	382
行政コスト合計	32,011

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(3) 損益計算書

[令和7年4月1日～令和8年3月31日]

(単位：百万円)

科目	金額
経常費用(A) (※3)	31,597
業務費	30,647
給与費	14,081
減価償却費	2,284
その他	14,282
一般管理費	874
給与費	772
減価償却費	2

その他	100
財務費用	26
その他経常費用	50
経常収益(B)	31,660
運営費交付金収益	4,073
補助金等収益	965
業務収益	25,941
寄附金収益	122
資産見返負債戻入	267
退職給付引当金見返に係る収益	△122
その他経常収益	413
臨時損失(C)(※4)	32
臨時利益(D)	8
当期純利益(B-A+D-C)(※6)	39

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(4) 純資産変動計算書

[令和7年4月1日～令和8年3月31日]

(単位：百万円)

科目	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期期首残高	36,383	197	2,636	39,216
当期変動額				
その他行政コスト(※5)		△382		△382
当期純利益(※6)			39	39
当期末残高(※2)	36,383	△186	2,676	38,873

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(5) キャッシュ・フロー計算書

[令和7年4月1日～令和8年3月31日]

(単位：百万円)

科目	金額
I. 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	3,002
人件費支出	△15,194
運営費交付金収入	4,681
補助金等収入	1,315
自己収入	26,606
その他の収入・支出	△14,405
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△1,944
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△904
IV. 資金増加額(D=A+B+C)	154
V. 資金期首残額(E)	6,185
VI. 資金期末残高(F=D+E)(※7)	6,338

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金の関係

(単位：百万円)

科目	金額
資金期末残高 (※7)	6,338
現金及び預金 (※1)	6,338

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

13. 財務状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

①資産

令和7年度末現在の資産合計は59,378百万円と、前年度と比較して583百万円減(1.0%減)となっています。これは、前年度と比較して流動資産が310百万円増(2.2%増)、固定資産が892百万円減(1.9%減)となったことが主な要因です。

②負債

令和7年度末現在の負債合計は20,505百万円と、前年度と比較して239百万円減(1.2%減)となっています。これは、前年度と比較して流動負債が238百万円増(2.9%増)、固定負債が478百万円減(3.8%減)となったことが主な要因です。

③純資産

令和7年度末現在の純資産合計は38,873百万円と、前年度と比較して343百万円減(0.9%減)となっています。これは、前年度と比較して資本剰余金が382百万円減(194.5%減)、利益剰余金が39百万円増(1.5%増)となったことが主な要因です。

(2) 行政コスト計算書

令和7年度の行政コストは、32,011百万円となりました。このうち経常費用が31,597百万円、臨時損失が32百万円、その他行政コストが382百万円となっています。

(3) 損益計算書

①経常費用

令和7年度の経常費用は31,597百万円と、前年度と比較して653百万円増(2.1%増)となっています。これは、前年度と比較して業務費が629百万円増(2.1%増)、一般管理費が16百万円増(1.9%増)、財務費用が5百万円増(21.9%増)その他経常費用が3百万円の増(5.9%増)となったことが主な要因です。

②経常収益

令和7年度の経常収益は31,660百万円と、前年度と比較して852百万円増(2.8%増)となっています。これは、前年度と比較して業務収益が365百万円増(1.4%増)、運営費交付金収益が431百万円増(11.8%増)、退職給付引当金見返に係る収益が345百万円減(154.3%減)となったことが主な要因です。

③当期総損益

上記経常損益の状況及び臨時損益として△24百万円を計上した結果、令和7年

度の当期総利益は 39 百万円と、前年度と比較して 205 百万円損益が改善しています。

(4) 純資産変動計算書

令和 7 年度の純資産は、その他行政コストによる 382 百万円減、当期純利益による 39 百万円増となった結果、38,873 百万円となりました。

(5) キャッシュ・フロー計算書

①業務活動によるキャッシュ・フロー

令和 7 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 3,002 百万円の収入となり、前年度と比較して 133 百万円の収入増 (4.7%増) となっています。これは前年度と比較して人件費支出が 380 百万円増 (2.6%増)、材料の購入による支出が 93 百万円増 (1.3%増)、その他の業務支出が 709 百万円増 (10.9%増)、運営費交付金収入が 103 百万円増 (2.2%増)、補助金等収入が 693 百万円の増 (111.4%増)、医業収入が 475 百万円増 (2.0%増)、研究収入が 168 百万円減 (6.7%減) となったことが主な要因です。

②投資活動によるキャッシュ・フロー

令和 7 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは 1,944 百万円の支出となり、前年度と比較して 901 百万円の支出減 (31.7%減) となっています。これは前年度と比較して、有価証券の取得による支出が 5,700 百万円の増 (285.0%増)、有価証券の償還による収入 7,200 百万円の増 (皆増)、有形固定資産の取得による支出が 311 百万円増 (28.0%増)、無形固定資産の取得による支出が 13 百万円増 (224.7%増)、施設費による収入が 275 百万円減 (100.0%減) となったことが主な要因です。

③財務活動によるキャッシュ・フロー

令和 7 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは 904 百万円の支出となり、前年度と比較して 209 百万円の支出増 (30.1%増) となっています。これは長期借入金の返済による支出が 97 百万円減 (6.9%減)、長期借入れによる収入が 323 百万円減 (39.1%減)、リース債務償還による支出が 17 百万円減 (15.0%減) となったことが主な要因です。

14. 内部統制の運用に関する情報

当センターは、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他当センターの業務の適性を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めており、主な項目とその実施状況は次のとおりです。

(1) 内部統制について（業務方法書第 10 条、第 14 条）

役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制、その他センターの業務の適性を確保するための体制整備等を目的として内部統制委員会を設置しております。令和 7 年度においては 2 回開催し、策定された対応計画の対応状況等の報告がなされ、また、当該年度に発生したリスク事象について今後の対応方針等議論され、当該委員会において確認を行いました。

(2) 監事監査及び内部監査について（業務方法書第 18 条、第 19 条）

監事は、業務及び会計に関する監査を行い、監査報告書を理事長に通知し、監査の結果、是正又は改善を要する事項があると認めるときは、報告書に意見を付すことができます。令和 7 年度においては、理事会や執行役員会、契約監視委員会等への出席、必要に応じた関係部門及び役職員からのヒアリング等の業務監査及び会計監査を実施いたしました。

また、理事長は、業務の適性かつ能率的な執行を図るとともに会計処理の適正を期すことを目的とした内部監査を職員に命じ、その結果に対する改善措置状況の報告を受けることとなっています。令和 7 年度においては、業務及び会計に関する事項について内部監査を実施し状況を確認しました。

(3) 入札・契約について（業務方法書第 21 条）

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会の設置等を定めた規程等を整備することとしており、契約監視委員会設置要綱のほか、契約事務の適切な実施等を目的とした契約事務取扱細則に基づき、契約審査委員会の設置等を行っています。令和 7 年度においては、契約監視委員会を 3 回開催し、契約審査委員会を 11 回開催しました。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

平成 14 年 3 月 国立大蔵病院と国立小児病院とを統合し、国立成育医療センターを設立

平成 22 年 4 月 独立行政法人国立成育医療研究センターとして設立

平成 27 年 4 月 国立研究開発法人国立成育医療研究センターに改称

(2) 設立に係る根拠法

高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）

(3) 主務大臣

厚生労働大臣（厚生労働省大臣官房厚生科学課）

(4) 組織図



(5) 事務所（主たる事務所を含む）の所在地
東京都世田谷区大蔵二丁目 10 番 1 号

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況
一般財団法人重い病気を持つ子どもと家族を支える財団

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資産	60,984	61,351	60,370	59,960	59,378
負債	20,688	21,090	20,604	20,744	20,505
純資産	40,296	40,261	39,767	39,216	38,873
行政コスト	29,195	31,100	30,939	31,360	32,011
経常費用	28,815	30,594	30,419	30,944	31,597
経常収益	29,068	30,616	30,169	30,809	31,660
当期純損益	212	△56	△361	△166	39

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

①予算

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
運営費交付金	4,933
施設整備費補助金	5,792
長期借入金等	2,314
業務収入	29,790
その他収入	—
計	42,829
支出	
業務経費	31,040
施設整備費	8,345
借入金償還	1,129
支払利息	32
その他支出	32
計	40,578

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

②収支計画

(単位：百万円)

区別	合計
費用の部	33,901
経常費用	33,901
業務費用	33,824
給与費	15,565
材料費	8,084
委託費	4,664
設備関係費	3,227
その他	2,283
財務費用	28
その他経常費用	49
臨時損失	—
収益の部	34,580
経常収益	34,580

運営費交付金収益	4,679
資産見返運営費交付金戻入	125
補助金等収益	667
資産見返補助金等戻入	59
寄付金収益	187
資産見返寄付金戻入	78
施設費収益	—
業務収益	28,245
医業収益	25,578
研修収益	54
研究収益	2,296
教育収益	—
その他	317
土地建物貸与収益	39
宿舍貸与収益	215
その他経常収益	266
財務収益	19
臨時収益	—
純利益	679
目的積立金取崩額	—
総利益	679

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがあります。

③資金計画

(単位：百万円)

区別	金額
資金支出	48,118
業務活動による支出	31,072
研究業務による支出	2,073
臨床研究業務による支出	3,188
診療業務による支出	22,976
教育研修業務による支出	1,850
情報発信業務による支出	267
その他の支出	718
投資活動による支出	8,345
財務活動による支出	1,161
翌年度への繰越金	7,540
資金収入	48,118
業務活動による収入	34,724
運営費交付金による収入	4,933
研究業務による収入	190
臨床研究業務による収入	3,281
診療業務による収入	26,072
教育研修業務による収入	68
情報発信業務による収入	36
その他の収入	143
投資活動による収入	5,792

施設費による収入	5,792
有形固定資産の売却による収入	—
その他の収入	—
財務活動による収入	2,314
長期借入による収入	2,314
その他の収入	—
前年度よりの繰越金	5,289

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

①貸借対照表

流動資産

現金及び預金	：	現金、預金
有価証券	：	金銭信託への投資を目的として保有する1年以内に満期が到来する満期保有目的有価証券
医業未収金	：	医業収益に対する未収金
棚卸資産	：	医薬品、診療材料、貯蔵品等
その他	：	未収金等

固定資産

有形固定資産	：	土地、建物、医療用器械備品等
無形固定資産	：	ソフトウェア等
投資その他の資産	：	投資有価証券、退職給付引当金見返等

流動負債

一年以内返済長期借入金	：	長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来するもの
買掛金	：	医薬品、診療材料、給食用材料に係る未払債務
未払金	：	買掛金以外の未払債務
一年以内支払リース債務	：	リース債務のうち1年以内に返済期限が到来するもの
賞与引当金	：	支給対象期間に基づき定期的に支給する職員賞与に対する引当金
その他	：	預り寄附金等

固定負債

長期借入金	：	財政投融资資金（一年以内返済長期借入金に該当するものを除く）
リース債務	：	ファイナンス・リース取引に係る債務（一年以内支払リース債務に該当するものを除く）
退職給付引当金	：	将来支払われる退職給付に備えて設定される引当金
その他	：	資産見返負債等

純資産

資本金	：	政府による出資金
資本剰余金	：	国から交付された施設費等を財源として取得した資産で、国立研究開発法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金	： 業務に関連して発生した剰余金の累計額
②行政コスト計算書	
損益計算書上の費用	： 損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	： 政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	： 独立行政法人のアウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの
③損益計算書	
業務費	： 国立研究開発法人の業務に要した費用
給与費	： 給与、賞与、法定福利費等、国立研究開発法人の職員等に要する経費（一般管理費で整理するものを除く）
減価償却費	： 業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費（一般管理費で整理するものを除く）
その他	： 材料費等
一般管理費	： 役員及び事務部門等に係る給与費、経費（減価償却費を含む）等
財務費用	： 長期借入金に係る支払利息等
その他経常費用	： 支払手数料等
運営費交付金収益	： 国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
補助金等収益	： 国・地方公共団体からの補助金等のうち、当期の収益として認識した収益
業務収益	： 医業に係る収益、委託を受けて行う研究に係る収益等
寄附金収益	： 寄附金のうち、当期の収益として認識した収益
資産見返負債戻入	： 運営費交付金・補助金等により取得した業務に係る固定資産の減価償却相当額を資産見返負債から振り替えた収益
退職給付引当金見返に係る収益	： 退職給付引当金見返を計上したことに伴い認識した収益
その他経常収益	： 土地建物貸与や宿舍貸与等の収益
臨時損益	： 固定資産除却損等
④純資産変動計算書	
当期末残高	： 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤キャッシュ・フロー計算書

- 業務活動によるキャッシュ・フロー : 国立研究開発法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、医薬品費、材料費等のサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
- 投資活動によるキャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、定期預金の預入による支出、定期預金の戻入による収入、有価証券の取得による支出、有価証券の償還による収入、有形固定資産の取得による支出等が該当
- 財務活動によるキャッシュ・フロー : 長期借入金の借入・返済による収入・支出等の資金の調達及び返済等を表す

(2) その他公表資料等との関係

事業報告書に関連する報告書等として、以下の報告書を作成しています。

- i. 第3期中長期計画
- ii. 年度計画
- iii. 業務実績評価書
- iv. 財務諸表
- v. 環境報告書